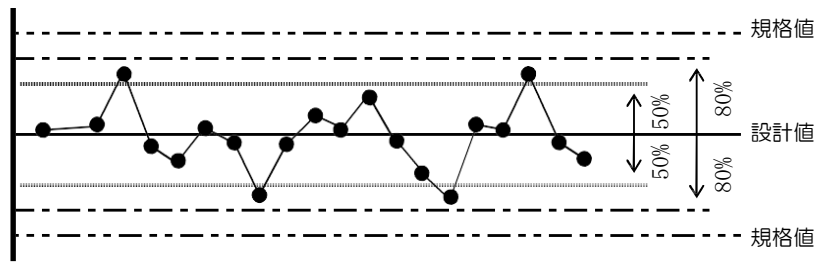


別表第1 (第6条関係)

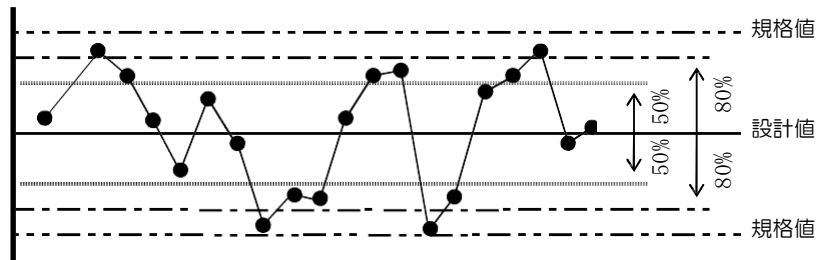
1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合) ①ばらつきが50%以下と判断される例

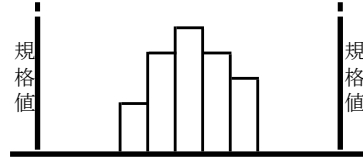


(上・下限値がある場合) ②ばらつきが80%以下と判断される例

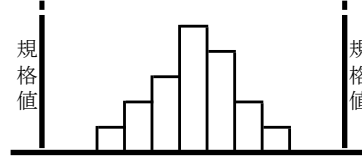


〔度数表またはヒストグラムの場合〕

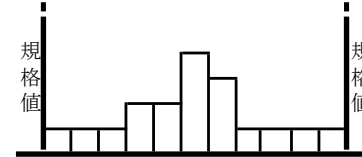
(ばらつきが小さい)



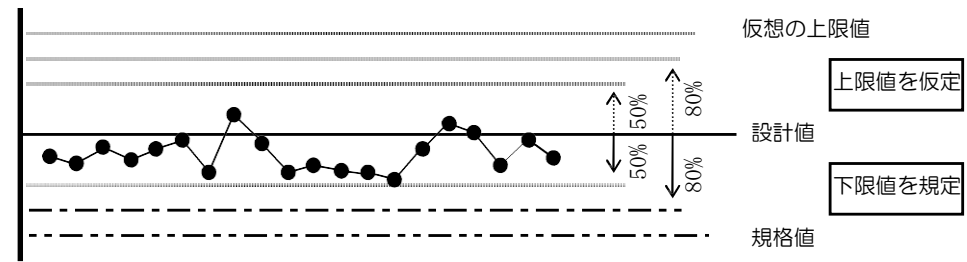
(ばらついている)



(ばらつきが大きい)



(規格値が下限値のみの場合)



※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 多工種工事の場合は、主たる3工種以内で評定する。ただし、それ以外の工種で重要な場合は3工種以内を含むことができる。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「多工種複合工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

クラックが発生した構造物では、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に基づき、評価した結果、補修または補強が必要と判断されたクラック（以下、許容できないクラック）に該当するかどうか調査する。なお、許容できないクラックの目安は、同指針に基づき、表面におけるクラック幅が「0.2mm以上」（ただし、防水性・水密性に及ぼす影響が大きい場合（対象構造物としては常時水圧が作用する環境にあるタンク、地下外壁など）は、「0.05mm以上」とする。）

- (1) 「施工が原因で許容できないクラックが発生し、有識者（コンクリート診断士等）の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、「c評価」とする。
- (2) 「施工が原因で許容できないクラックが発生したが、無処理のまま完成検査を受験し、手直し指示を受けた」等が見られたら、「e評価」とする。

4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。